



会社・法人登記は 司法書士へ！

会社や法人の登記申請に期限があるのはご存じですか？

- ▶ 会社や各種法人の役員を新たに選任したり、任期満了により退任した場合
- ▶ 会社の商号や本店所在地、事業目的を変更した場合

など、登記事項の変更が必要となる事由が発生した場合には、登記の申請が必要となり、それらの事由が発生した日から【2週間以内】に登記を申請しなければいけません。

会社や法人の種類、変更の内容によって、登記の申請のために必要となる書類も様々です。

申請の期限を過ぎてしまったらどうなる？

2週間を超えて登記の申請がされた場合には、会社や法人の代表者個人に対し「100万円以下の過料」が科される可能性があります。

（※代表者個人に対する過料なので、会社や法人の経費とは認められません。）

申請の期限を過ぎてしまっていることに気づいたときは、1日でも早く登記の申請を行う準備をしましょう。

- ◆ 会社、各種法人の登記に関するお悩みは、専門家である司法書士にご相談ください。



岩手県司法書士会



【無料電話相談】もご利用ください

0120-823-815

毎週火曜／木曜 10時～16時

岩手県司法書士会

TEL 019-622-3372

